

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 5年10月 1日 至 令和 6年 9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 すずき内科クリニック
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 山口県山口市大内千坊六丁目10番1号
- (3) 設立認可年月日 平成12年 8月 7日
- (4) 設立登記年月日 平成12年 8月24日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	すずき内科クリニック	3510312030/	山口県山口市大内千坊六丁目10番1号	一般病床 0床 療養病床 0床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年11月20日 令和4年度決算の決定

〃 令和5年度の借入金額の最高限度額の決定

〃 令和5年度の役員報酬限度額の決定

様式 2

法人名 医療法人 すずき内科クリニック
所在地 山口県山口市大内千坊六丁目 1 0 番 1 号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 6 年 9 月 30 日現在)

1. 資 産 額 53,291 千円 /
2. 負 債 額 48,186 千円 /
3. 純 資 産 額 5,105 千円 /

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	23,396
B 固 定 資 産	29,895
C 資 産 合 計 (A + B)	53,291
D 負 債 合 計	48,186
E 純 資 産 (C - D)	5,105

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人 すずき内科クリニック
所在地 山口県山口市大内千坊六丁目 1 0 番 1 号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 9 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	23,396	I 流 動 負 債	18,106
II 固 定 資 産	29,895	II 固 定 負 債	30,080
1 有 形 固 定 資 産	26,445	負 債 合 計	48,186
2 無 形 固 定 資 産	1,687	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	1,762	科 目	金 額
		I 出 資 金	5,000
		II 積 立 金	105
		純 資 産 合 計	5,105
資 産 合 計	53,291	負 債 ・ 純 資 産 合 計	53,291

/

/

様式 4－2

法人名 医療法人 すずき内科クリニック
所在地 山口県山口市大内千坊六丁目 1 0 番 1 号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 5 年 10 月 1 日 至 令和 6 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

科 目		金 額
I 事 業 損 益		
1 事 業 収 益		67,880
2 事 業 費 用		77,742
	事 業 損 失	-9,861
II 事 業 外 収 益		58
III 事 業 外 費 用		241
	経 常 損 失	-10,044
IV 特 別 利 益		678
V 特 別 損 失		224
	税 引 前 当 期 純 損 失	-9,590
	法 人 税 等	71
	当 期 純 損 失	-9,661

様式6

監事監査報告書

医療法人 すずき内科クリニック

理事長 鈴木 俊 殿

私は、医療法人すずき内科クリニックの令和5会計年度（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年11月26日

医療法人すずき内科クリニック

監事 藤中 秀幸